

6次産業化に 取り組みませんか

農業法人等が、地元で生産された農林水産物などを利用して、新たに加工・流通・販売等に取り組みするために必要となる機械・設備などの整備に対して補助を行います。補助率は2分の1で、上限500万円です。



天草市雇用促進補助金を 交付しています

市では、産業の振興や雇用の拡大を図るため、新規雇用した事業者に対して補助金を交付しています。

▼対象事業者①市内に本社がある(医療・福祉・金融・保険・公務などの事業者を除く)②雇用保険法に基づく雇用保険に加入している

③国、県の雇用奨励金を受給していない事業者。

▼補助対象①新規雇用後6カ月を経過している(9月30日までの雇用に限る)②市内に住所があり、雇用開始時の年齢が15歳から60歳までの人で、公共職業安定所のあつせんまたは新規学校卒業業者である●期間に定めがなく、所定労働時間が週35時間以上の雇用契約で、6カ月以上継続して雇用している。

▼補助金額①新規被雇用者1人につき30万円、退職者補充は、1人につき15万円。東日本大震災による被災者を新規雇用した場合は、1人につき45万円(1事業者あたり300万円を限度)。

▼申請方法①新規被雇用者の雇用開始後6カ月を経過した日から30日以内に、本庁(別館)・産業政策課へ申請してください。なお、平成26年9月30日までの雇用については、6カ月を経過した後、3月31日までに申請してください。

圖本庁(別館)・産業政策課

浄化槽をご利用の 皆さんへ

浄化槽は、適切な維持・管理のため、定期的に点検・清掃・法定検査を行うことが浄化槽法で義務付けられています。

- ①保守点検：浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充などを行います。
- ②清掃：浄化槽内にたまった汚泥等を抜き取り、機械類の洗浄などを行います。
- ③法定検査：浄化槽が適正に



維持・管理されているか、放流された処理水が法令に基づく水質基準を満たしているかを検査します。浄化槽の使用開始後3〜8カ月の間と、その後は1年に1回、県知事が指定した検査機関(公益社団法人・熊本県浄化槽協会)が実施する法定検査を受けてください。

圖本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎33498

市職員人事異動

〔4月11日付け〕

※部名は省略しています。※()内は前担当部署。

【課長補佐級】

- ▶秘書課課長補佐・秘書係長(総務課課長補佐・総務法制係長) 松本安彦
- ▶産業政策課課長補佐・6次産業推進係長(秘書課課長補佐・秘書係長) 鶴田明久

【係長級】

- ▶総務課総務法制係長(産業政策課6次産業推進係長) 植木剛

【一般職】

- ▶秘書課主査(健康増進課主査) 白倉香織
- ▶健康増進課主査(秘書課主査) 浦本ゆかり

圖本庁・総務課

犬の登録と狂犬病予防注射を実施

犬の登録・狂犬病予防注射を下表のとおり実施します。なお、当日注射に来られない人は、獣医科医院またはほかの地区で接種してください。

▶対象=生後91日以上の犬。
▶料金=未登録犬の登録料は3,000円。予防注射は、消費税率の引き上げに伴い、3,000円から3,100円になりました。

実施日	場 所	実施時間	実施日	場 所	実施時間
天 草 5/9 ☎	福連木地区コミュニティセンター	9:00~ 9:25	本 渡 有 明 河 5/19 ☎	下河内自治公民館	10:45~11:15
	下田北地区コミュニティセンター	9:40~10:10		本町地区コミュニティセンター	11:30~11:50
	下田南地区コミュニティセンター	10:25~10:45		島子地区コミュニティセンター	9:00~ 9:50
	天草支所(勤労者体育館駐車場)	11:00~12:00		下津浦地区コミュニティセンター	10:00~10:20
	大江地区コミュニティセンター	13:10~14:00		上津浦地区コミュニティセンター	10:30~11:00
	軍ヶ浦漁村センター	14:15~14:30		赤崎地区コミュニティセンター	11:15~11:45
五 和 5/13 ☎	五和体育館	9:00~10:00	5/21 ☎	須子地区コミュニティセンター	13:15~13:45
	鬼池地区コミュニティセンター	10:30~11:30		大浦地区コミュニティセンター(旧船津分館)	14:00~14:30
	城河原地区コミュニティセンター	8:30~ 9:00		楠南地区コミュニティセンター	14:45~15:15
5/14 ☎	手野地区コミュニティセンター	9:30~10:00	5/22 ☎	路木区公民館	9:00~ 9:30
	五和漁村センター	10:30~11:30		一町田体育館(旧第一分校体育館)	9:50~10:20
	金焼自治公民館	9:00~ 9:15		一町田地区コミュニティセンター	10:40~11:40
本 5/15 ☎	下浦地区コミュニティセンター	9:25~ 9:55	5/23 ☎	今田地区地域交流施設	13:30~14:00
	志柿町瀬戸地区コミュニティセンター	10:10~10:30		富津地区コミュニティセンター	14:30~15:00
	志柿地区コミュニティセンター	10:40~11:00		新合地区コミュニティセンター	9:10~10:00
	天草市民センター裏駐車場	11:15~11:45		宮野河内地区コミュニティセンター	10:40~11:40
渡 5/16 ☎	宮地岳地区コミュニティセンター	9:00~ 9:25	5/23 ☎	天附公民館	9:00~ 9:20
	柳宇土地区コミュニティセンター	9:45~10:10		大多尾地区コミュニティセンター	9:35~10:05
	食場自治公民館	10:20~10:40		立集荷所	10:20~10:35
	亀場地区コミュニティセンター	10:55~11:15		宮地浦公民館	10:50~11:10
	楠浦地区コミュニティセンター	11:30~11:50		天草市新和支所	11:25~11:55
5/19 ☎	本渡北地区コミュニティセンター	9:00~ 9:30	中田地区コミュニティセンター	13:30~13:45	
	大矢崎自治公民館	9:40~10:00	碓石地区コミュニティセンター	14:05~14:20	
	牛の首区自治公民館	10:10~10:30	JA大宮地支所	14:40~14:55	

圖本庁・市民環境課/各支所担当課

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への負担を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。6月以降に対象世帯へ随時申請書を送付する予定です。申請方法などの詳細は、お尋ねください。

臨時福祉給付金

- ▶支給対象者=平成26年度分市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護受給者などは対象外です。
- ▶支給額=対象者1人につき1万円。対象者で下記に該当する人は、5千円を加算。
 - 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など。
 - 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など。

圖本庁・健康福祉政策課

子育て世帯臨時特例給付金

- ▶支給対象者=平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、同25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者などは対象外です。
- ▶支給額=支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童を基本とし、対象児童1人につき1万円。

圖本庁・子育て支援課

※申請先は、平成26年1月1日に住民登録がある市町村です。
※「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

